

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	4 4 9 2	受 理 年 月 日	令 和 8 年 1 月 5 日
件 名	調停で合意された親子交流の不履行に対する行政支援体制の整備等		
要 旨	<p>離婚後の未成年の子に関し、家庭裁判所での調停により面会交流・間接交流の合意がなされたにもかかわらず、同居親が合理的理由なく長期にわたり不履行とし、子供が別居親と断絶状態になる事案が発生している。</p> <p>離婚調停中の2024年3月に、私の同意なく子供2名が元配偶者に連れ去られ(転居先として虚偽情報を伝えられ、事実上、だまされる形で子と分断)、以降、子供に一度も会えていない。2024年7月の離婚調停合意にて、月1回以上の面会交流及び自由な間接交流を取り決めたが、その後、当方は養育費の支払等の合意事項を遵守している一方、同居親側は面会交流・間接交流を2025年12月現在まで1年5か月以上にわたり不当な不履行を続けており、父子の関係性が断絶状態となっている。</p> <p>これは子の福祉の観点から極めて深刻な事態であり、子供の成長にとっても重大な不利益である。同時に別居親にとっては愛する我が子に会えないことで絶望に突き落とされ、重大な精神的苦痛を受ける行為であり、社会的にも深刻な問題である。子の福祉を著しく阻害する形で、同居親の一方的な意思や不当な不履行により親子断絶が固定化されることを放置することは断じて容認できない。</p> <p>ついては、京都市において、子の福祉を最優先に面会交流の合意が確実に履行されるよう、以下のことを願う。</p> <p>1 行政による面会交流の段階的实施支援及び不当な不履行への是正勧告</p> <p>こども家庭センター等に、相談から支援計画策定、実施・フォローまで担う共同養育コーディネーター(仮称)を配置し、必要な関係機関(学校、医療、支援団体等)とも連携しながら親子交流が断絶状態になる前に迅速に支援介入し、合理的理由がない不当な不履行に対しては是正勧告まで行う体制を整備すること。</p> <p>2 行政ウェブサイトへの親の責務と違反に対する警告の明記と運用改善</p> <p>東京都足立区等の事例のように、民法改正に伴う父母間の人格尊重、協力義務に違反した場合は親権者の指定・変更の審判、親権喪失又は親権停止の審判等でその違反内容が考慮されることを明記し、裁判所での考慮の運用がなされること。</p> <p>3 面会交流不履行の実効性確保に向けた制度改善の検討(国への意見提出等)</p> <p>養育費の不履行には強制執行等の制度がある一方、面会交流の不履行に対しては強制力がある手段がなく是正が困難で、子の利益が損なわれたまま長期化しやすい。行政や家裁からの勧告を受けてもなお合理的理由なく不当な不履行を継続する同居親に対し、履行がなされるよう強制力のある対応を整備すること。市での対応では難しいのであれば国への意見提出を行うこと。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		